

Y's

10分前後で大体解るシリーズ ⑤

# 自筆遺言の書き方

行政書士  
ファイナンシャルプランナー

森 瀬 泰 豊

Copyright Y's Office

Y's

## 自筆証書遺言のサンプル

遺言書

私の全ての遺産を妻花子に相続させる

平成〇〇年 〇月 〇日

東京都世田谷区〇〇〇五丁目〇番〇号

甲野 乙太郎 

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 生まれ

Copyright Y's Office

Y's

## 財産表示例

### 預貯金

①株式会社〇〇銀行〇〇支店 普通預金  
口座番号 1 2 3 4 5 6 7 8号

②株式会社〇〇銀行〇〇支店 外貨定期預金  
口座番号 9 8 7 6 5 4 3 2号

### 不動産（土地）

所在 東京都世田谷区〇〇〇 〇丁目  
地番 〇番  
地目 宅地  
地積 100.80㎡

### 不動産（建物）

所在 東京都世田谷区〇〇〇 〇丁目〇番地  
家屋番号 〇〇番  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺2階建て  
床面積 1階 40.20㎡ 2階 35.02㎡

Copyright Y's Office

Y's

## 財産の種類

### 財産目録

#### プラスの財産

預貯金  
不動産  
有価証券（株式・社債等）  
動産（家具・什器・書画・骨董・貴金属）  
自動車  
電話加入権  
売掛金債権  
裁判上の損害賠償請求権  
特許権・実用新案権・意匠権・商標権  
生命保険  
死亡退職金

#### マイナスの財産

債務（借入金・支払手形など）  
公租公課（未納の税金）  
保証債務（他人の保証人）

Copyright Y's Office

Y's

## 自筆証書遺言

15歳になれば一人で書ける

- 注意** ①遺言の全文を自書  
②日付  
③押印

パソコンや録音等は不可  
日付は特定できることが必要  
単独で書く必要がある

自由に撤回することができる  
書きもらしがあると大変  
マイナスの財産を忘れがち

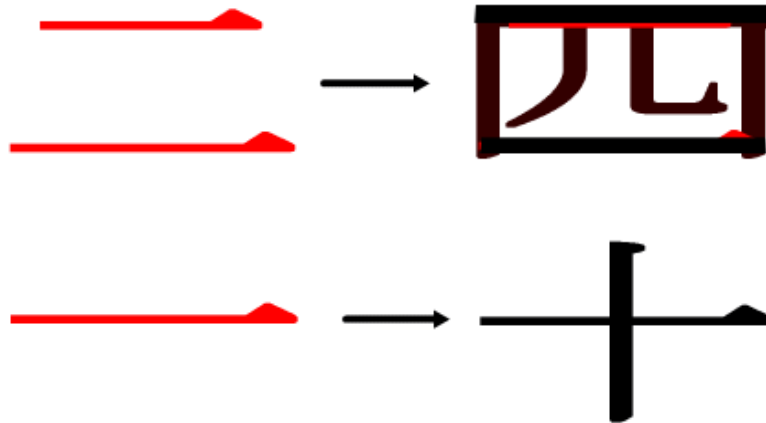
Copyright Y's Office

Y's

## 金額の書き方

改ざんを防ぐため、数字の1, 2, 3、単位は多角文字で

1と一 = 壹      2と二 = 弍      3と三 = 参  
10と十 = 拾      100 = 百      1000 = 千



Copyright Y's Office

Y's

## 金額の書き方例

横書き例

1 2 5 万円  
= 壹百貳拾五万円

3 5 5, 0 0 0 円  
= 参拾五万五千円

縦書き例

三  
五  
五  
〇  
〇  
〇  
円

||  
参拾五万五千円

一  
二  
五  
万  
円

||  
壹百貳拾五万円

Copyright Y's Office

Y's

## 講師略歴

1961年 福井県大野市生まれ  
神奈川大学卒業

都内の司法事務所勤務 不動産相続・法人設立担当  
都内の金融機関に転職 法人融資担当  
不動産会社に転職 土地開発・資産運用業務担当  
都内にてコンサルティング業務開始  
相続・遺言相談・離婚相談  
資産運用（金融商品投資相談・不動産投資相談）

行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引主任者  
認定キャリアコンサルタント

LEC東京リーガルマインド専任講師  
全国商店街支援センターアドバイザー  
神奈川県 専門相談員  
相模原商工会議所 経営アドバイザー

<http://ysoffice.jp>  
[info@ysoffice.jp](mailto:info@ysoffice.jp)

Copyright Y's Office

Y's

## ご注意

当シリーズは相続や遺言の一般的な事例を基にしており、  
全ての相続や遺言が当てはまるようになるわけではありません。

また、法律関係も全てを説明しているものでもありません。

内容に関する一切の保証はいたしませんし内容にかかわる  
損害についても責任は負いかねます。

個別具体的な事例につきましては弁護士・行政書士等の  
専門家へ相談、確認をお願いいたします。